

## 高城地区まちづくり協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高城地区まちづくり協議会規約（以下「規約」という。）

第28条の規定に基づき、この協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(各種団体等及び代議員数)

第2条 規約第5条第2項に規定する各種団体等及び規約第13条第5項に規定する代議員数は、別表1のとおりとする。

(選考委員会)

第3条 規約第7条第2項に規定する選考委員会は、協議会の会長、副会長及び監事の選出を行う。

2 選考委員は、各部部长、自治公民館連絡協議会地域連協長とする。

3 選考委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 選考委員会は、選出事項を総会に報告し、総会において承認を得る。

5 選考委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第4条 規約第10条及び第15条に規定する役員等の報酬年額は、以下のとおりとする。

(1) 会長 30,000円

(2) 副会長 20,000円

(3) 事務局長 50,000円

(4) 部部长 30,000円

(5) 副部部长 10,000円

(6) 監事 2,000円

(7) 運営委員（三役、部部长を除く） 10,000円

2 協議会の各会議の出席者に対して、1日当たり500円の費用弁償を支給する。

3 上記に定めるもののほか、会長が必要と認める場合は、予算の範囲内で報酬等を支給することができる。

(専門部会)

第5条 規約第17条第2項に規定する専門部会の構成団体等は、別表2のとおりとする。

附 則

この規程は、平成27年12月3日から施行する。

この規程は、平成29年5月24日から施行する。

別表1（第2条関係）

番号	協議会構成団体名	代議員数
1	高城地区自治公民館連絡協議会	21名
2	高城町商工会	1名
3	高城地区民生委員児童委員協議会	1名
4	都城市消防団高城方面隊	1名
5	高城地区体育協会	1名
6	農業関係団体	1名
7	高城地区まちづくり委員会	1名
8	高城地区社会福祉協議会	1名
9	高城地域組織育成連絡協議会	1名
10	高城地区高齢者クラブ連絡協議会	1名
11	都城芸術文化協会高城支部	1名
12	都城交通安全協会高城支部	1名
13	高城地区食生活改善推進協議会	1名
14	高城地区青少年育成連絡協議会	1名
15	高城地区PTA連絡協議会	1名
16	その他会長が適当と認める者及び団体	若干名

別表 2 (第 5 条関係)

部会名	構成団体名
地域づくり部会	高城地区自治公民館連絡協議会、高城町商工会、農業関係団体、高城地区まちづくり委員会、高城地域組織育成連絡協議会、その他団体等
健康福祉部会	高城地区自治公民館連絡協議会、高城地区民生委員児童委員協議会、高城地区体育協会、高城地区社会福祉協議会、高城地区高齢者クラブ連絡協議会、高城地区食生活改善推進協議会、その他団体等
教育文化部会	高城地区自治公民館連絡協議会、高城地区青少年育成連絡協議会、高城地区 PTA 連絡協議会、都城芸術文化協会高城支部、その他団体等
環境安全部会	高城地区自治公民館連絡協議会、都城市消防団高城方面隊 都城交通安全協会高城支部、その他団体等